

令和7年4月期 定例教育委員会議

- ・開催日時 令和7年4月9日（水） 午前11時00分から
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室
- ・出席者

教育長	村田明彦
教育長職務代理者	奥野貞一
委員	多田謙司
委員	新熊和彦
委員	原田奈緒美
- ・説明者

学校教育部長兼生涯学習部長	藤田晃治
教育政策監	松村章生
学校教育部理事	新田孝一
学校教育課長	伊藤圭
- ・事務局

教育政策課長	平井有紀子
教育政策課長補佐	尼丁香奈
- ・議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 教育長月次報告
 - 日程第3 報告第1号
羽曳野市教育委員会事務局に設置するハラスメント相談窓口に関する規則の制定について
 - 日程第4 議案第1号
後援名義の使用許可について
 - 日程第5 報告第2号
後援名義の使用許可について
 - 日程第6 その他
日程調整など

日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長において、多田委員を指名しました。

日程第 2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 3 月 27 日に、給食献立コンテスト表彰式が行われました。
- (2) 4 月 4 日に、小学校と中学校の入学式が行われました。
- (3) 4 月 6 日に、大阪・関西万博テストランに参加しました。
- (4) 4 月 7 日に、幼稚園入園式が行われました。

日程第 3 報告第 1 号

羽曳野市教育委員会事務局に設置するハラスメント相談窓口に関する規則の制定について

- 教育政策課長から、資料に基づき羽曳野市教育委員会事務局に設置するハラスメント相談窓口に関する規則の制定について説明がありました。

《教育政策課長》

令和 7 年第 1 回定例市議会に提出した羽曳野市長等及び職員のハラスメントの防止等に関する条例が令和 7 年 3 月 28 日に可決されたことを受け、同条例第 6 条に定めるハラスメントに関する苦情相談窓口を設置するため、新たに規則を制定しようとするものです。

規則の内容としては、教育委員会事務局においては教育政策課にハラスメントに関する苦情相談窓口を置くことを定めるものです。

なお、本規則は令和 7 年 3 月 28 日の条例可決後、4 月 1 日から施行する必要があったため、羽曳野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定に基づき教育長専決により規則を制定し、同規則第 4 条第 2 項に基づき報告を行うものです。

《多田委員》

これは、元からあったものに追加されたのですか。それとも、新たなものですか。

《教育政策課長》

現状、要綱で規定し実施していたものを、この度新たに条例化しようとするものです。

日程第 4 議案第 1 号
後援名義の使用許可について

- 教育政策課長から、資料に基づき後援名義の使用許可について説明があり承認を求めました。

《教育政策課長》

新規申請事業が 2 件となります。

まず 1 件目は、団体名は SAKURA PRODUCTION 株式会社、事業名はさくらサーカス堺公演、事業実施日は令和 7 年 6 月 7 日～令和 7 年 11 月 3 日、実施場所は大阪府堺市堺区戎島町 5 丁 4 3-6 のうち一部で、参加人数は 120,000 名となります。

事業内容は、モナコ主宰世界最高峰のサーカス大会で金賞を受賞し、世界一になったマルチネスブラザーズをはじめ、世界 10 ヶ国から集結したトップレベルのパフォーマンスを実施。

事業の目的としては、伝統的なエンターテインメントサーカスを通じて文化振興や情操教育に貢献し、また地域活性化にも貢献し、全世代が一緒に楽しめるエンターテインメントとして家族の思い出づくりのお手伝いとなるものを提供。遠出できない福祉施設の方々に近場で楽しめる場を提供するものとなります。

《教育長》

教育委員会として後援名義を許可する意義はあるのですか。

《教育政策課長》

添付している実施要領、その他に記載がありますが、大阪府内の福祉施設と児童養護施設の無料招待事業も併せて実施されることから、意義はあると考えております。

《新熊委員》

これまでに後援名義の申請はあったのですか。

《教育政策課長補佐》

この度の申請が初めてとなります。

《教育長》

羽曳野市には2つの児童養護施設があるので、この施設に対して無料招待が実施されなければ、後援名義を許可する意味があるのかと考えますので、確認をもらえればと思います。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

2件目は、団体名は子供と家族の未来を考える会、事業名は子供と家族の未来を考えるマネー講座、事業実施日は令和7年5月24日～令和7年6月1日のうち5日間、実施場所はオンラインにて実施し、参加人数は各30名となります。事業内容としては、教育資金や老後資金、家計のやりくり等子育て世代の未来を見据えたマネーセミナーを実施。事業の目的としては、子育て世帯の経済支援情報、教育支援情報、金融リテラシー等の情報提供により保護者と子ども達が安心して教育を受けることのできる環境づくりに寄与することを目的とすることです。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第5 報告第2号
後援名義の使用許可について

●教育政策課長から、資料に基づき後援名義の使用許可について説明がありました。

《教育政策課長》

前回の教育委員会議以降に教育長が、専決処分を行ったもの1件の報告になります。

専決処分日は3月28日、団体名は「羽曳野市グラウンド・ゴルフ協会」、事業名は「2025年度 第10回春季グラウンド・ゴルフ交歓大会」です。

日程第6 その他

- (1) 事務局から今後の日程について報告がありました。
- (2) 教育政策監から羽曳野市公立諸学校の沿革と現状について報告がありました。

教育長より、次回の5月定例教育委員会議を5月29日（木）に予定することを通知しました。

[教育長 閉会の挨拶]

閉会：午前12時15分